

令和5年度 樺戸郡浦臼町農業委員会

第1回（7月）会議録

招 集 期 日	令和5年7月20日	13時30分	場 所	行政センター 委員会室
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 者	開会	令和5年7月20日	招 集 者	町 長 川 畑 智 昭
	閉会	令和5年7月20日	会 長	位 田 勝
会 長	位 田 勝		職務代理	石 井 文 彦

委員の応招、並びに出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	石 井 文 彦	出席	6	鎌 田 和 久	欠席	11	江 上 教 之	出席
2	石 橋 和 博	出席	7	折 坂 義 一	欠席	12	佐 藤 等	出席
3	竹 内 富 美 代	出席	8	高 田 輝 雄	出席	13	位 田 勝	出席
4	土 橋 直 生	出席	9	西 島 一 洋	出席			
5	古 橋 優 一	出席	10	則 本 洋 希	出席			
農業委員会事務局職員		事務局長	馬 狩 範 一		書 記	係長:木村秀幸・主事:大平啓生		

議案説明のため出席した者の職氏名

町長		副町長	
----	--	-----	--

議事日程並びに会議事件

日程第1		仮議席の指定について
日程第2	選挙第1号	浦臼町農業委員会会長の互選について
日程第3		会期の決定について
日程第4	選挙第2号	浦臼町農業委員会会長職務代理者の互選について
日程第5		議席の決定について
日程第6		会議録署名委員の指名について 1 石 井 委員 2 石 橋 委員
日程第7	報告第1号	買入協議の要請について
日程第8	議案第1号	農地移動適正化あっせん事業地区別構成について
日程第9	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第10	議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

局長 只今より浦臼町農業委員会総会を開催致します。開催にあたりまして総会招集者であります、川畑町長よりご挨拶申し上げます。

(浦臼町農業委員会総会招集に対する挨拶)

町長 第25期改選委員、最初の農業委員会総会であります。会長互選までの間、仮議長において議事を進行させることが望ましいと考えますので、慣例により私が仮議長を指名してよろしいか伺います。

全委員 異議なし。

町長 全委員の賛成を頂きましたので指名させていただきます。出席委員より、竹内委員を仮議長に指名致します。竹内委員、議長席にご着席願います。それでは、招集者の職務を終了しましたので退席いたします。これから3年間よろしくお願い致します。

町長退室、仮議長、議長席に着席。

仮議長 町長より仮議長に指名されましたので、議事を取り進めてまいります。よろしくお願い致します。

仮議長 只今から、令和5年第1回浦臼町農業委員会総会を開催いたします。日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、現在着席している席とします。

仮議長 日程第2、選挙第1号、浦臼町農業委員会会長の互選についてを議題とします。農業委員会等に関する法律第5条第1項の規定により、浦臼町農業委員会会長を同条第2項の規定に基づき、互選することになっております。よって会長の互選の方法についてお諮りします。投票によって行うことを原則としますが、指名推薦の方法もあります。ただし、指名推薦の場合は、委員全員の同意が必要となります。いずれに致しますか。

委員 指名推薦でお願いします。

仮議長 指名推薦の声がありますが、ご異議ございませんか。賛成の方はご起立願います。

全委員 全員起立。

仮議長 全員起立、異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によって行うことに決定しました。指名の方法についてお諮りします。いかような方法で行いますか。なければ、事務局より指名方法案を提案いたしますがよろしいですか。

全委員 異議なし。

仮議長 異議なしと認めます。それでは事務局は、事務局案を説明願います。

事務局 事務局より選考委員を指名させていただき、選考委員から指名推薦をして頂きたいと考えております。以上です。

仮議長 事務局の説明が終わりました。事務局の案について、委員のご意見を頂戴したいと思います。

全委員 異議なし。

仮議長 異議なしと認めます。
それでは、選考委員を選出し、会長を互選することとします。事務局より選考委員を指名願います。

事務局 慣例により選考委員は、2期目の委員で構成することとなっておりますので、指名させていただきます。石橋委員、佐藤委員、石井委員、古橋委員、土橋委員、お願い致します。

仮議長 指名委員におかれましては、別室を用意してありますので、別室で選考願います。選考の結果が出るまでの間、暫時休憩とします。

暫時休憩、指名委員退室。

指名委員入室

仮議長 会議を再開します。それでは選考結果の発表をお願いします。

選考委員長 選考委員長の浦臼地区の石橋です。選考委員の満場一致で、会長に位田勝氏を指名いたします。

仮議長 只今、選考委員長より、位田委員を指名推薦とする発言がありました

仮議長 　　が、被指名人をもって当選人と定めることにご異議ございませんか。

全委員 　　異議なし。

仮議長 　　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名されました位田委員が浦臼町農業委員会会長に当選されました。

位田会長 　　議長。（位田会長より挙手。）

仮議長 　　当選されました位田会長より発言を求められておりますので、これを許します。

位田会長 　　（会長当選挨拶）

仮議長 　　以上で仮議長の職務をすべて終了致しました。ご協力ありがとうございました。位田会長、議長席にお着き願います。

　　　　　　仮議長退席、位田会長（議長）、議長席着席。

議長 　　竹内委員、仮議長有難う御座いました。それでは引き続き議事を進めて参ります。日程第3、会期を定めることについてを議題とします。本日の第1回浦臼町農業委員会総会の会期は本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

全委員 　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。
よって会期は 本日1日限りと決定いたします。

議長 　　日程第4、選挙第2号、浦臼町農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題とします農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定、並びに浦臼町農業委員会会議規則第10条の規定により、会長職務代理者を互選しておくことができるとなっております。よって、会長職務代理者の互選の方法について、お諮りします。投票によって行うことを原則と致しますが、指名推薦の場合は、全委員による同意が必要となります。いずれにいたしますか。

委員 　　指名推薦でお願いします。

議長 指名推薦の声がありますが、ご異議ございませんか。指名推薦の場合、全委員の同意を必要といたしますので賛成の方はご起立願います。

全委員 全員起立。

議長 異議なしと認めます。
したがって、互選の方法は指名推薦によって行うことに決定しました。それでは、先ほどと同様選考委員は別室で選考をお願いします。選考の結果が出るまでの間、暫時休憩とします。

暫時休憩、選考委員退室

選考委員入室

議長 会議を再開致します。それでは、選考委員長より発表をお願いします。

選考委員長 会長職務代理者には、石井文彦氏を指名いたします。

議長 只今、選考委員長より選考の結果、石井委員を指名推薦する発言がありました。被指名人をもって当選人と定めることに異議ございませんか。

全委員 異議ありません。

議長 異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名した石井委員が浦臼町農業委員会会長職務代理者に当選されました。

石井代理 石井会長職務代理者より挙手。

議長 会長職務代理者に当選されました石井委員より発言を求められておりますので、これを許します。

石井代理 (職務代理当選挨拶)

議長 日程第5、議席の決定についてを議題とします。議席の決定につきましては、浦臼町農業委員会会議規則第4条の規定によりくじとなっております。

議長 　　ります。なお、会長の議席は13番、会長職務代理者の議席は1番となるのが慣例となっております。よって、2番から12番のくじ棒を引いていただくため、仮議席順にくじ引き願います。なお、事務局が回りますので席上にてくじ棒をお引きください。

局長 　　本日欠席しております。折坂委員の代理としまして木村書記が、鎌田委員の代理としまして私・馬狩(局長)がくじを引くこととします。なお、両委員については承諾を得ております。出席委員から先に引いて頂きます。

全委員 　　(くじ引き)

議長 　　くじ引きが終わりました。議席番号と氏名を事務局長から朗読願います。

局長 　　それでは議席番号と氏名を申し上げます。1番石井委員、2番石橋委員、3番竹内委員、4番土橋委員、5番古橋委員、6番鎌田委員、7番折坂委員、8番高田委員、9番西島委員、10番則本委員、11番江上委員、12番佐藤委員、13番位田委員、以上でございます。

議長 　　議席が決まりましたので、各委員は席札を持って指定の議席にお着き願います。

全委員、指定の議席に移動。

議長 　　ここで、暫時休憩とします。再開時間を14時20分といたします。なお、この休憩時間に広報掲載用の集合写真の撮影を行いますので、あかねホールにお集まり願います。

議長 　　会議を再開致します。日程第6、会議録署名委員の指名ですが、会長が指名することでご異議ございませんか。

全委員 　　異議ありません。

議長 　　それでは、1番石井委員、2番石橋委員、お願い致します。日程第7以降につきましては、事務局長より説明致します。

局長 　　第1回浦臼町農業委員会総会の議事につきまして、日程第7、報告第

局長 1号、買入協議の要請について2件でございます。日程第8、議案第1号、農地移動適正化あっせん事業地区別構成について、日程第9、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について使用貸借1件でございます。日程第10、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、売買2件でございます。これらの審議を賜りたいと存じます。以上です。

議長 以上で説明が終わりました。議事を進行してまいります。

議長 日程第7、報告第1号、買入協議の要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案4ページをお開き下さい。報告第1号、買入協議の要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、下記の者より買入申し出があったので同法第16条第1項の規定に基づき買入協議されるよう浦臼町長に要請したので報告する。令和5年7月20日報告、浦臼町農業委員会長位田勝。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****
*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。申出人は*****
*****。利用調整の経過ですが、買入希望認定農業者の即買入が困難なためです。予定価格は*****円で、安定対策タイプの申込となります。図面は5ページになります。場所は*****
*****農地です。譲渡人は*****、譲受人は公益財団法人北海道農業公社で、買入協議が成立し北海道農業公社へ当該農地の所有権移転が行われた後、申出人へ5年間の賃貸借が行われる予定です。議案4ページの説明は以上でございます。

議長 只今、説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 異議ありません。

議長 それでは、この件については、承認することとします。

議長 6ページ、山田正勝さんの買い入れ協議の要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案6ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は*

事務局 *****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。申出人は*****。利用調整の経過ですが、買入希望認定農業者の即買入が困難なためです。予定価格は*****円で、安定対策タイプの申込となります。図面は7ページになります。場所は*****農地です。譲渡人は八重樫昌志さん、譲受人は公益財団法人北海道農業公社で、買入協議が成立し北海道農業公社へ当該農地の所有権移転が行われた後、申出人へ5年間の賃貸借が行われる予定です。議案6ページの説明は以上でございます。

議長 只今、説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 異議ありません。

議長 それでは、この件については、承認することとします。

議長 日程第8、議案第1号、農地移動適正化あっせん事業地区別構成についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案8ページを開き、議案第1号、農地移動適正化あっせん事業地区別構成について。浦臼町農地移動適正化あっせん事業組織要領のあっせん委員を次のとおり構成する。令和5年7月20日提出、浦臼町農業委員会会長位田勝。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づき区域内の農地等の利用最適化の推進のため、あっせん委員の構成を作るものであります。鶴沼地区の委員は、石井委員、位田委員、折坂委員、則本委員の4名。浦臼地区の委員は、石橋委員、江上委員、竹内委員、土橋委員、西島委員の5名。晩生内地区の委員は、鎌田委員、佐藤委員、高田委員、古橋委員、の4名であります。それぞれの地区別に委員長、副委員長を選出していただきたいと思えます。説明は以上です。

議長 それでは、地区ごとに分かれて委員長、副委員長を選出していただきたいと思えます。なお、選出の結果は事務局へ報告して下さい。全地区の報告があるまで暫時休憩と致します。

暫時休憩。

議長 それでは会議を再開いたします。事務局より地区委員長、副委員長の発表をお願いします。

局長 各地区より委員長、副委員長の報告がありましたので発表致します。鶴沼地区委員長折坂委員、副委員長則本委員、浦臼地区委員長石橋委員、副委員長土橋委員、晩生内地区委員長高田委員、副委員長古橋委員、以上でございます。

議長 あっせん委員長、副委員長 がそれぞれ決定しました。公平、公正を欠いてはならないあっせん事業に関わりますので、よろしくお願い致します。

議長 日程第9、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案9ページをお開き下さい。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありましたので意見を求めます。令和5年7月20日提出、浦臼町農業委員会会長位田勝。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。貸主は*****。借主は*****。貸付理由は*****、借受理由は*****です。使用貸借の期間は*****年間になります。図面は10ページになります。場所は*****農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、11ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため許可要件を全て満たしております。議案9ページの説明は以上でございます。

議長 只今、説明のありましたこの件につきまして、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 異議ありません。

議長 それでは、この件については、許可することで決定致します。

議長 12ページ。日程第10、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定についてを議題

議長

とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案12ページをお開き下さい。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について浦臼町長より申請のあった別紙内容による農用地利用集積計画の決定について審議する。令和5年7月31日公告予定、令和5年7月20日提出。浦臼町農業委員会会長位田勝。議案13ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募、現況共に一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。対価は*****円。単価は*****円です。所有権移転の時期は令和5年8月18日で、引渡しの時期は対価の支払日です。譲渡人は*****、譲受人は札幌市中央区北5条西6丁目1番23号公益財団法人北海道農業公社理事長小田原輝和さんです。譲渡理由、譲受理由はともに農地保有合理化事業による売買です。図面は14ページになります。場所については、4ページの議案と同じですので説明は割愛致します。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の判断ですが、15ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に適合していますので許可要件を全て満たしております。また、調査書につきましては、農業経営基盤強化促進法が4月1日に改正し、農用地利用集積計画の条文がなくなったため、調査書が廃止され、あっせん売買を行うことができなくなっておりますが、経過措置として、令和7年3月31日までの期限内に、地域計画を策定し、施行されるまでは、改正前のあっせん売買を行うことが可能ですので、本町の地域計画の施行までは、現行のあっせん売買を行い、調査書を添付致します。議案13ページの説明は以上でございます。

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員

ありません。

議長

それでは、この件については、許可することで決定致します。

議長

次、16ページ。譲渡人八重樫昌志さん、譲受人公益財団法人北海道農業公社について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案16ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は

事務局

*****。地目は公募、現況共に一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。対価は*****円。単価は*****円です。所有権移転の時期は令和5年8月18日で、引渡しの時期は対価の支払日です。譲渡人は*****、譲受人は札幌市中央区北5条西6丁目1番23号、公益財団法人北海道農業公社理事長小田原輝和さんです。譲渡理由、譲受理由はともに農地保有合理化事業による売買です。図面は17ページになります。場所については、6ページの議案と同じですので説明は割愛致します。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の判断ですが、18ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に適合していますので許可要件を全て満たしております。議案16ページの説明は以上でございます。

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員

ありません。

議長

それでは、この件については、許可することで決定致します。

議長

以上で、本日提案されました議案は、全て審議終了しました。これをもちまして第1回浦臼町農業委員会総会を閉会致します。

以上、会議の顛末は馬狩範一が作成したものであるが、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年7月20日 浦臼町農業委員会会長

委員

印

委員

印